

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

被告 松 崎 参

準 備 書 面 (18)

平成29年7月18日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

渡邊 彰悟



原告訴訟復代理人弁護士

石 原 敬



第1 訴状第4で指摘した累代飼育に関する名誉棄損行為の真実相当性に対する反論

1 はじめに

「累代飼育がウソだった」という事実が真実ではない、という点については、原告準備書面(8)で主張した通りである。そこでは、被告が拠り所としている、板橋区資源環境部環境課が作成した「板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について」(乙2。以下、乖離報告書という。)について、多様な観点から反論を加え信用性がないことを述べた。しかし、被告は、原告が指摘した具体的で詳細な内容についてほとんど反論できていない(被告準備書面(10))。

さらに、本項では、被告が3～5で後述する各表現行為を行った時点で、「累代飼育がウソだった」という事実を真実であると信じる相当な理由がないことについて主張する。

なお、この時点では、乖離報告書はまだ作成・公表されていないから、同報告書が真実相当性の基礎事情となることは無かった。

そして、この時点では、板橋区も、ホタル館において累代飼育が行われていなかったとは一貫して一度も発言しておらず、むしろ、累代飼育がなされていたことを認めていたのである。

2 真実相当性に関する被告の主張

被告は、累代飼育の実態について、疑念を持ったと主張する根拠を次のように主張する(被告準備書面(1)4頁以下)。なお、そこで記載されている2014年9月5日に報道された「Nスタ」の内容については、ここで述べる各発言がなされた後の事情であるため、真実相当性の根拠とはならない。

- ① 2014年1月27日に板橋区環境課が実施したホタル館での生息数調査において、2匹しか発見されず、推計総数23匹、

この数字が2万匹に遠く及ばない数であったこと

- ② 「毎年夏のホタルの夜間公開時前に、ホタル館へ「成虫を持ち込んだ」との証言があること」
- ③ 初年度から累代飼育が継続していたのであれば、近親交配が多数行われていることになるが、これが可能であることを明らかにする研究は存在せず、科学的根拠をもった説明がなされていない。

また、被告準備書面(2)では、板橋区資源環境課が追加調査を行ったこと、DNA調査を行ったこと等により、「危険」を呼びかけてきたと主張する(6頁)。しかし、以下3～5で述べる各表現行為の時点で、追加調査の結果が、なぜ累代飼育が偽装であったことを裏付けるのか全く不明である。むしろ継続調査の結果としては、ホタルの持ち込みがなかったという複数の証言が明らかになっていた。すなわち、別訴懲戒処分取消請求訴訟において板橋区が証拠として提出した2014年3月17日に作成された再雇用職員、再任用職員の事情聴取書においては、次のように記載されていた。

「ホタルを買ったという事実はない。阿部主事はホタルを買うことを嫌っている。スタッフみんなが苦勞してホタルを育てている姿を知っている。」「ホタルを持ち込んで公開していたということは絶対にない」(総務課人事課職員による再雇用職員山下純子(平成21年4月からホタル館に勤務)の事情聴取書, 甲185)

「ホタルの成虫を持ち込んだという話は聞いていない。ホタルは自前でやっている。」(総務課人事職員による再任用職員小角博行(54歳から定年まで6年, 再任用として3年, 平成17年4月から9年間在籍)の事情聴取書, 甲186)。なお、被告は、遅くとも2015年7月14日にはこの資料を閲覧謄写して確認している。

さらに、DNA調査の結果は、板橋区が2015年1月発表の乖離報告書(乙2)で記述したものであるから以下の各表現行為の時点で、DNA調査の結果が真実相当性を基礎づける理由とはならない。

以下詳論する。

3 本件記事1：平成26（2014）年5月16日FB（甲1・54頁）

(1) 表現行為

「西川さん、一言でいえば『ホタル飼育はウソだった』ということです。その証拠固めをしているのが現状です。」

被告はこのほか、ツイッターで、同月15日に「最大の問題はホタル飼育の実績が偽装されたものだったということです。」(甲2・4頁)、同月14日に「残念なのはホタル累代飼育が偽装だったことです。」

(同頁)との発言をしている。つまり、被告は、本件記事1で、累代飼育が偽装であり、板橋区ホタル生態環境館においてはホタルの飼育・累代飼育が行われていなかったという事実を摘示したものである。

(2) 真実相当性に関する反論

2014年1月27日に実施されたホタル館における生息数調査（以下、生息数調査という）の内容については、2月17日の東京新聞記事、2月19日の板橋区区民環境委員会における板橋区からの報告で知ることができた。

しかし、本件記事1が出される以前に、この生息数調査自体に対する批判的情報が以下の通り数多く公表されており、被告は、これらの情報に接することができた。

被告は、区議会議員の地位にあるから、発言はより慎重になされなければならない。一つの事象について、関係当事者が異なる主張をしているのであれば、その一方当事者の主張のみを鵜呑みにして真実であると決めつけて発言することは控えるべきである。ホタル生態館におけるホタルの累代飼育の実態については、まさに、その飼育の責任を負っている板橋区と、ホタ

ル生態館で長年飼育に勤めてきた板橋区職員であった原告の主張が対立していたものである。

また、被告が根拠にあげる生息数調査については、その調査方法、結果について既に疑問が呈されていたのであり、持ち込み証言については事実関係が全く確認されていなかったのであるから、「累代飼育が偽装であった」ことを真実と信じる相当な理由にはならないのである。

I 生息数調査に関する批判的情報

ア 2014年2月17日東京新聞記事（甲175）

2014年2月17日の東京新聞夕刊の「ホタル館灯消える？」と題した記事では、次のように報じられている。

「運営主体の区が、存廃を決める判断材料として館内の生息数調査を実施したところ、幼虫がわずか2匹しか確認されず、区は廃止に向けて動きだしている。しかし、調査手法に対する疑問の声も出ており、区民や関係者は存続を強く求めている。」

「区の委託業者が先月下旬に実施した生息数調査では、温室内にある約21メートルのせせらぎに入り、27カ所で幼虫をネットに追い込んだ。体調約2センチと比較的大きなゲンジボタルの幼虫二匹のみが捕獲された。ヘイケボタルの幼虫はゼロで、餌になる巻貝のカワニナもわずか約960匹。「幼虫は数万匹いる」とするホタル館側との見解と大幅に異なる結果となった」。

「区職員として同館でホタルを飼育してきた阿部宣男さん（58）は『この時期は1センチに満たない幼虫が多い。人が流れに入ると、石の下などに隠れた幼虫は逃げ、捕獲は難しい』と調査に疑問を呈す。ホタルの専門家からも『調査方法に問題があるのでは。カワニナは土の中などで繁殖している可能性もある』（ホタル飼育関係者）などとの声上がる」

「ホタル研究者でホタル館運営にも協力した山岡誠九州女子大

学元教授（86）は、『二十三区内でホタルをあれだけ飼育している施設はない。廃止は大きな損失だ』と話している。」

このように、生息数調査の後、時をおかずして調査方法に疑問が提起されていた。

イ 2014年2月19日区民環境委員会議事（甲176）

2014年2月19日に行われた区民環境委員会では、1月27日に行われた生態調査の内容やその手法等について議論がなされた。また、陳情第100号板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情（2月17日受理）についても審議がなされた（甲181）。被告もこれに出席している。

板橋区環境課長から、生態調査では、ゲンジボタルが2個体、推定数が23個体であり、カワニナが85個体見付き、推定個体数が963個であるとの報告がなされた。

しかし、この生息数調査については、事前に施設の関係者には一切知らせずに土足で踏み込んで行ったことに対して、議会では、その態様について複数の議員から疑問を呈する発言がなされている。ホタル館を廃止ありきの結論があったために、少ない数を報告する意図のもとに横暴な調査が行われたのではないか、といった意見まで出ていた。

いしだ圭一郎

「お話を聞いていく中ですがごく私を感じますのは、施設長にはしっかりと伝えておくべきではないのかなど。せめて前日でもいいので、しっかりとやっておくべきでなかったのではないかと思います。また、ヨごろホタルを管理されている方々の感情を考えてみたときには、区の横暴だというふうに思われても仕方がない。ちょっとやり方が乱暴だったのかなというふうに正直思うんです

けれども、そこら辺はもうちょっと丁寧にやっていただきたいというふうに思いました。」

熊倉ふみ子

「今回の調査のやり方についてお伺いしたいですけれども、常識的に考えると、調査に入る場合は、現場責任者に調査の目的をお話しして、そしてこういうやり方でやりますよということを説明して、それで現場責任者の立ち会いのもとに調査を行うというのが常識的に考えると、そういう調査のやり方だと思うんですけれども、今回お話を聞いておりますと、一切何もお話しなせずに、朝早く来て、どやどやと入ってきて、それで調査を始めたということでは、今までボランティアの方々とか、そういう人たちは驚くのは当然ではないかなというふうに思うんですけれども、今回のそういう常識的に考えると、現場責任者の立ち会いのもとにという、そういった調査ではなく、異常な調査方法だと思うんですけれども、何で今回はそういった異常な、通常とは違った調査方法をしなければならなかったのでしょうか。」

田中いさお

「問題なのは、乱暴に調査してしまったと僕は感じています。ちゃんと館長のいる前で、こういう調査方法でやりますと、最後まで見届けてくださいと、そのせせらぎをずっとかかわってきた無償のボランティアの方々もいっぱいいるわけです。」

高橋正憲

「僕は、昭和 62 年に議員になったときから、ずっとかかわってきましたから、それ以来、ホテルの評価というのは高いですよ。」

「あり方検討委員会というわけのわからないところでこれは必要ないよという話になっちゃって、その方向性で今回は非常に私も問題

に思っているのは、そこにいる施設長とかに一切電話をしないで踏み込んだというわけだよね。それはまさに不信感の塊でしょう。言ったら何かごまかされちゃうんじゃないかとか、何かされちゃうんじゃないか、だから踏み込んじゃえ、やっちゃえ。これというのは、僕は非常に問題だと思いますよ。NPOとか、みんな協力してくれる人とか、社員とか、職員とか、係長、課長とか、そういう中の信頼関係の中で仕事というのは行われているんでしょう。それが職員を全く信用しないで踏み込んでいって、結果的にはこうでしたよという話なんです。こんな話ってあり得ないですよ。

まして、せせらぎというのは、20数年間、試行錯誤してつくってきたものなんだよ。わかるでしょう、それは。それを一瞬で踏み潰すわけですよ、土足で入っちゃうんですよ。そういうことって、誰が見たって、聞いたって、おかしいと思うよね。いいですよ、査察みたいな感じで、書類とかなんか、急に行って、ごまかしているんじゃないかとぺらぺら見るのはいいよ。だって、実際に生き物が生きている、そういう20数年間かけてつくったせせらぎを土足で入って潰すんでしょう。そういうことというのは、先ほど国交省の規定の0.5の網だと言ったけど、僕は信じられない。

それと、もう一つ、ボランティアとかの人からもらったホタルの幼虫という、これが本当にホタルの幼虫、僕はごみとしか見えないんだけど、これが幼虫だとしたら、0.5の網からは十分逃げられる。だって、0.1とかないんだもん、よく見てみな、これが本当に成虫だとしたらよ。見てください。本当に1ミリぐらいの長さで、太さというのは本当に小さいですよ、これが本当だとしたらよ。これだったら網から十分逃げられますよ。そういうふうに私は感じますし、皆さんも多分これを見たら感じると思います。

それに今回、1月27日に行ったというんだけど、調査する日程とか、時期とか、そういうものを考えたら、それは本当にいい時期だったんですか。僕は何か臭くてしょうがないんだよ。臭いという

のは何かという、要するにこの施設を潰すんだと、なくすんだと、
そういうのが頭の中の前提にあるから、何やってもいいんだという、
そんな雰囲気であそこに踏み込んで、めっちゃめっちゃにしているよう
な、そんな感じがしてならないんです。(注：太字・傍線は原告代
理人による。以下、同じ。)僕は、あそのせせらぎは、非常にきれいで、水を飲んだりしても全然害がないぐらいのそういう部分だから、できる限りああいうところに踏み込んで何かするということは、してもらいたくないし、普通であれば、手塩にかけたというか、そういう職員がいるのであれば、職員と十分に話をしながら、調査するということでない、先ほどから、そうじゃないんだ、正確なものを知るためにはそうなんだという話をしているけど、そんな理屈は通らないですよ。

だって、いつ行ったって、いるものはいるし、いないものはいない
でしょう。だったら、正々堂々と職員と何で対峙してやらなかった
んですかというのが、どんなふうに説明を受けてもわからない。
これはまさに職員との間で全く関係がゼロの関係ですよ。でも、これもあり得ないですよ。係長、課長がいて、職員がいるんだから、やっぱり管理責任というのはちゃんとやるわけでしょう。今まで受けていた何万匹というのを信用してきたというんでしょう。何で今回だけはそういうことでなくて踏み込んだかという、そこ
にはあり方検討会で廃止するんだということがあるから、何として
も、できる限り少なく捕獲して、これしかいないんだから、だめな
んだよということを逆に知らしめるというか、ちょっと歪曲した意見かもしれないけど、そういう心の底というのが何か見えてくるんだよね。」

このように、飼育に当たっていた原告に知らせずに調査を行ったことについて複数の議員から批判が出されていた。また、高橋議員は、ホテル館をつぶすという結論ありきのなかで、少ない数のホタ

ルを見つけるための調査がなされたのではないか、という疑問が呈されていたのである。

ウ 2014年4月3日 報道資料(甲31)

板橋区から懲戒処分を受けた原告は、2014年4月3日に記者会見を行い、そこで調査の動画を流し、資料も配布した。その資料の中には、専門的知見から生態調査に対して批判的な意見を述べるものがあった。これらは、4月21日に提出された陳情に添付されたものでもある(当該陳情は、6月6日に受理され同月10日に審議されている。)

なお、被告は、翌日の4月4日に記者会見で配布された資料を見て驚いたと述べており、これらの資料に接していることは明らかである。

<資料19>板橋区ホタル生態環境館におけるホタル類と貝類の生息状況に関する再調査の要望書 大東文化大学環境創造学部山口由二

・「国土交通省の「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(底生動物調査編)」に基づいて行われ」たが、「この調査方法でホタル調査を行うこと自体に問題がある。同法は、フィールド(野外の河川や海浜)において定期的に定住採集(生物種を調べる調査であり、生物の個体数を調査する定量採集ではない)。また今回の調査で実際に行われたマクロベントス法は、上記マニュアルには記載されていない。いずれの方法もフィールドで、定期的な調査を行うことが前提となり、今回のような、人工的な屋内で行う調査方法として妥当な方法とは言えない。」

・同マニュアルは、「自然河川を対象としているものである。板橋区ホタル生態環境館の循環式のうちせせらぎ、外せせらぎが、このマニュアルに該当する河川に当てはまらない。」

- ・「同マニュアルは定住採集を主眼とするものであり、生息密度を推定する方法ではない。」
- ・「マクロベントス法は、大型河川（一級河川）を中心に行われる手法である。板橋区ホタル生態環境館のせせらぎの長さは17m、湿地帯及び循環ピットを入れても21mで、この方法に該当する河川に当てはまらない」
- ・「今回の調査では、水温、水質、流速、調査時間などの基本情報の記録がなく、生物調査として不十分なものである。」
- ・「ホタル類の生態に関して考慮されていない。ホタルは、昼間は微小な隙間に入っており、見つけることが難しい。調査の行われた時期は、ホタルの冬眠期にあたることも注意する必要がある。板橋区ホタル生態環境館せせらぎでは、自然に近い環境で摂取量も限られている。調査時のゲンジボタルの幼虫は2令6mm前後から3令8mm前後で越冬状態に、ヘイケボタルの幼虫も2令4mm前後から3令6mm前後で、湿地帯部分とせせらぎ流れの左右川岸付近で越冬していたと考えられる。」
- ・「今回の調査では、網が目詰まりを8回起こしている。泥と、秒速40cmの流速に逆らえず、底生で越冬中のホタル幼虫はカワナ稚貝とともに、瞬時に下流で流された可能性が大きい。」
- ・「ホタル幼虫は極めて柔らかく、傷つきやすい。採集者が用いた網の中で他の残差物に押しつぶされてしまったものが多数あったと考えられる。」
- ・「今回の調査は、ホタル生態をよく理解したうえで行われた調査とは言い難く、調査として不適切であった」

<資料20>板橋区ホタル生態環境館におけるホタル等生息調査について 聖学院大学政治経済学部教授平修平

- ・「不適切な調査方法に基づく不正確な調査結果なのである」
- ・「国土交通省の「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河

川版】(底生動物調査編)」には、底生動物の季節ごとに生態についてまでは記載されていない。ホタルの生息を調査する際には、適切な時期とそれに適合した方法を別途確認することが求められる。今回の調査ではそれについての言及はなされていない。」

・「1月末の段階では幼虫はまだかなり小さく、せせらぎの底でじっとしている時期であり、せせらぎには入らないことは常識である。せせらぎに足を踏み入れての調査は、板橋区民の財産ともいうべきホタルの幼虫に対する配慮がなされなかったと言わざるを得ない」

・「今回、ホタルの幼虫のサイズを1cm以上のものに限定したという。1月末の段階では、ホタルの幼虫は数mmと小さい。」

・「微小な底生生物は採取用ネットの網にひっかかる可能性が大きい。容器に移す際には、ネットに生物が残っていないかを慎重に見極める必要がある。しかし、そのような丁寧な採取はなされていない。」

・「底生生物は微小であり、小石などに挟まれると死ぬ可能性がある。しかし、そのようなことを考慮せずに調査が実施されたようである。」

・「調査の時期及び方法は不適切である。調査を実施した企業が適切であったかも疑問である。」

このように、生息数調査について早い段階から具体的な疑問が提起され、調査として不適切であるという意見が複数の大学教授より出されていた。

エ 2014年4月4日産経新聞記事(甲177)

2014年4月4日の日本経済新聞記事の「ホタル館 元飼育責任者、提訴へ 板橋区に処分取り消し求め」と題した記事では、次のように報じられた。

「区は1月27日に阿部さんに連絡せず環境館の生態調査を実施。ホタルは2匹しか見つからなかったと公表しているが、会見でこの調査時の録画を上映。渡辺弁護士は『無数の幼虫が冬眠する水路に踏み入り、採取した生体を真空パックに入れ、幼虫がいる泥を下水に流す調査は専門性がみられない』と調査手法にも疑問を呈した。阿部さんは、『幼虫は7万～10万匹いたはずで、調査で約5千匹に減った』と推定している。」

原告が板橋区を相手に訴訟を提起すること、生息数調査の問題点が提起されており、原告の主張が板橋区と異なることが明らかであった。

オ 2014年4月15日 区民環境委員会議事（甲178）

この委員会では、ホタル館存続の陳情に関して議論がなされた。そこで、板橋区は、議員からのホタル累代飼育の成功か失敗かに関する質問に対し、累代飼育を肯定していた。

熊倉ふみ子

「職員を懲戒処分になるまで区が黙認してきたっていう、区には大きな責任はあるんだろうと思います。それで、ホタルの累代飼育については、区は今の時点でと言ったらおかしいんですけども、成功だったのか、失敗だったのか、どうお考えですか。」

環境課長事務取扱資源環境部参事

「累代飼育については、成功とか失敗というのは、そういうふう
に紋切り型というのは非常に難しいんですが、2匹という数少ない、二十数匹ですか、推定で。そういった環境の中ではありますが、まだ累代としては続いているんじゃないかなとは思っており

ます。」

カ 小括

このように、生息数調査については初期の段階からその実施方法について多くの疑問が呈されていたのであり、複数の大学教授から不適切であると評価されていた。したがって、その結果を鵜呑みにできない批判的材料が存在した。また、板橋区自身も、ホテル館で累代飼育がなされていたことは認めていたのである。

よって、被告が本件記事1を出した5月15日の時点で、生息数調査に基づき「累代飼育がウソであった」と断定するのは結論ありきの姿勢であり、被告の思い込みに基づくものである。議員として公平性を欠く偏頗な主張であって、真実相当性の理由にはならない。

II 持ち込み証言に対する批判的な情報

板橋区は、2月19日の区民環境議会において、数年前の関係者から、ホテルの成虫を持ち込んでいたというような証言がある旨を述べていた。しかし、被告の準備書面(1)にあるような「毎年夏のホテルの夜間公開時前に、ホテル館へ「成虫を持ち込んだ」との証言があること」という発言なかった。被告は、この“毎年夏のホテルの夜間公開時前に、ホテル館へ成虫を持ち込んだ”との証言はどこから聴取したのか明らかにされたい。

また、板橋区は、ホテルの持ち込み証言については一貫して事実関係を調査中と述べており、証言の出所、信用性等について何ら明らかにしていなかった。したがって、持ち込み証言があった旨の板橋区の発言は、持ち込みがあったことを信じる合理的根拠にはならず、ひいては、これによって、「累代飼育がウソであった」ことを信じる相当な理由にもならない。

ア 2014年2月19日区民環境委員会議事(甲176)

環境課長は、

「当時の数年前の関係者の方ですが、実はこういう結果が出ましたということでお話を伺ったら、いつとは申し上げにくいのですが、当時、ホテルの成虫を持ち込んでいたというような証言もありますので、それが事実かどうかも含めて、今後、本人とお会いしたり、また関係者の方にしっかり説明を聞きたいと考えております」

と発言した。

これについて、高橋正憲議員から

「幼虫を持ち込んでいたという話ありましたよね。これはもちろん重大な話なんだけど、これはちゃんと持ち込んだという事実とか、幾らで持ち込んだとか、そのようなものはきちんと押さえているんですか。」

と質問を受けた。

環境課長は、

「持ち込みにつきましては、現在そういう関係者の証言があるということ、私どもは最終的な確認はしておりません。ですから、買ったのか、有償で持ち込んだのか、そこら辺も確認できておりません。」

と回答した。

これに対して、高橋議員は

「持ち込んでいるかどうかというのは、まだ確認していないと、そういう話だという話だけど、そういう話をし出したら、キリがなくなると僕は思うんですよ。だから、やっぱり課長あたりが発言するときには、持ち込みましたと、どこどこの業者から持ち込みました、1匹幾らですよとか、そのようなものがあって、持ち込んでいますよという話をするならいいけど、ある担当からそん

な話を聞きましたという話だったら、それこそ話にならないでしょう。課長の話の大事さというのは、課長だからね、担当の。そういう課長が「持ち込んでいました」、こう言っちゃうと、持ち込んでましたという話になっちゃうんだよね。だから、一つひとつの話というのは、慎重に慎重を期して事実をきちんと僕はこういう委員会でも行ってもらいたいと思います。」

と発言した。

このように、板橋区は、持ち込みがあったという証言についてその事実関係、信ぴょう性を何も確認しないまま議会で公にしていた。これについて、何も確認しないまま発言するのであれば、「持ち込みがあった」という印象操作を行っているに等しい旨議員から批判されたものである。

イ 2014年2月20日東京新聞記事（179）

2014年2月20日東京新聞記事に『ホタル館問題「成虫持ち込み証言も」区側が区議会委で説明 飼育担当者「有り得ぬ』』と題する記事が報道された。

「ホタル館で過去に成虫が持ち込まれていたという関係者の証言を明らかにしたが、『事実確認はしていない』とした。一方、・・・飼育担当者は『言い掛かりで信用問題にかかわる。ホタル館では卵から成虫への世代交代が続き、みんなの見える場所で産卵とふかがあった』と強調した」

このように、原告が被告の主張と180度異なる見解を有することは明らかであった。

ウ 2014年4月15日 区民環境委員会議事（甲177）

この議会でも、板橋区は持ち込み証言について言及しているが、いまだその事実関係、信ぴょう性については調査中としか述べていない。

熊倉ふみ子

「それと、今、板橋区は、ホタルは2匹しかいませんでしたよということは公表しております。しかしながら、なぜ2匹しかいなかったのか、その理由についてはいまだに何も説明をしておりませんけれども、区の見解を示すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。」

環境課長事務取扱資源環境部参事

「2匹については、現時点では明確な、なぜ2匹だったかというところは、原因というか、それは正直、まだわからない状況ですが、例えば各関係者の方がホタル生態環境館にホタルの成虫を持ち込んでいるのを見たことがあるというようなことの証言がありますので、その方以外の聞き取りとか、さらに関係する調査をしているところで、継続調査中ということで答弁させていただきたいと思います。」

エ 小括

このように、板橋区はホタル成虫の持ち込みの証言があったと述べたが、その事実関係や信ぴょう性については何ら明らかにされていなかった。むしろ、この時点においては、板橋区は長期間ホタル館の職務に携わっていた複数の再雇用職員、再任用職員から「ホタルを持ち込んで公開していたということは絶対にない」「持ち込みの話は聞いてない」という証言を得ていたにもかかわらず（甲185，甲186），その情報は議会において開示せず
に伏せたうえ、持ち込み証言があったという不透明かつ出所の不

明な情報をあえて議会で述べているところに、板橋区による印象操作の意図が窺え、極めて悪質である。このように、不透明かつ不明瞭で検証されていない情報よって、「持ち込みがあった」と断定することは安易に過ぎるといえ、極めて不相当である。したがって、持ち込み証言の存在は、真実相当性の理由とはならない。

Ⅲ 近親交配について

被告の主張は、一般的に生物にとって近親交配は好ましくないとする考え方にたち、ホタルが近親交配を起こしにくくする遺伝子を持っているということは科学的に解明されていないということ根拠に、「累代飼育がウソだった」と信じたと主張するようである。

しかし、そもそも、ホタルの生態がすべて科学的に明らかにされていない以上、ホタル環境館におけるホタル飼育で近親交配がなされたといえるのかも不明であり、このような一般論を理由に「累代飼育がウソだった」と断定することは不当である。

したがって、生物の近親交配は避けられるはずであるといった一般論は、真実相当性の理由にはならない。

(3) 小括

以上述べたところから、被告の本件記事1の表現行為には真実相当性は認められない。

4 【本件記事4】平成26年7月19日 FB(甲1・26及び27頁)

(1) 表現行為

「私は、最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育していなかったという立場ですので、『殺された』と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、

2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。」

「責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。」

被告は、これらの発言により、ホテルの2万匹の飼育実態がなく、累代飼育が虚偽であった、原告が2万匹と虚偽の報告をしたという事実を摘示している。

(2) 真実相当性に対する反論

本件記事4が出された7月19日の時点では、上記の3(2)で述べた真実相当性に対する反論があてはまるほか、以下の事実も踏まえて、相当性を判断する必要がある。

ア 2014年6月5日 原告が板橋区を提訴

原告は、懲戒免職処分の取消を求めて、板橋区を提訴した。これにより、一層、原告と板橋区の対立関係は明確となり、一方の主張を鵜呑みにして発言することには慎重さを要した。

イ 2014年6月6日坂本区長答弁(甲180)

この日行われた第2回定例会において、区長は、累代飼育を認め、持ち込み証言についてはいまだ調査中であり、事実関係や信ぴょう性は何も明らかにされていないことを明らかにした。

坂本健区長

「次は、ホテル飼育の疑問についてのご質問であります。1月に実施したホテル等生息調査により、これまでの夜間特別公開時に2万匹程度の成虫が飛翔していたとする報告とは余りにもかけ離れている状況が確認されました。今回の生息調査において、23匹と少ない生息数となったが、一定の飼育は継続されたものと認識をしております。」

「次は、ホタルの持ち込みについてのご質問です。難しい面も
ございますが、ホタル生態環境館のホタル持ち込み等につきま
しては、現在も調査を進めているところでございます。」

ウ 2014年6月6日 区民陳情（甲181）

この日、陳情110号 板橋区ホタル生態環境館の再調査を求め
る陳情が受理され、同月10日に議会で審議された。この陳情書
には、上記にあげた山口教授と平教授の要望書が添付されていた。

エ 2014年7月11日 産経新聞記事（甲182）

2014年7月11日 産経新聞は『板橋区、生息数少ないと閉
館 ホタル館で110匹確認 東京』と題する記事で、以下のよ
うに報じた。

「板橋区が5月に閉館を決めた『ホタル生態環境館』（同区高島平）
で、110匹以上のホタルの生息が確認されたことが10日分か
った。区は1月に実施した調査から『推定個体数は23匹』と発
表。・・・同館で飼育に関わったボランティアらは、区の調査がずさ
んだったと指摘している。

区は6月からホタルを捕獲し、産卵箱で飼育して閉館後の譲渡
先を探している。区環境課によると、今月7日時点で捕獲したホ
タルの累計数は、ガラスハウス内で94匹、屋外の水路で16匹
の計110匹。このうち、区の調査結果でゼロと発表していたヘ
イケボタルは48匹だった。区サイトで捕獲数を公表してきたが、
32匹を確認した6月16日から更新を中断した。今月9日夜に
は超党派の区議14人が視察。館内では捕獲していないホタルが
光を放ち、区議からは『区はもういないと言うが、実際にいるで
はないか』との声が上がったという。ヘイケボタルは今月ピーク
を迎えるため、生息数はさらに増えるとみられる。毎夏、就業訓

練の大学生と孵化（ふか）幼虫を数え、館内9カ所で生息数を記録したボランティアは『区の推定数を上回り、調査手法に問題があったのは明らか』と指摘している。」

このように、生息調査では一匹も見つけれなかったヘイケボタルも羽化していることが明らかにされており、生息数調査ではゲンジボタル2匹、推定23匹とされた調査結果から大きく乖離してホタルが存在していたことが明らかとなった。

ヘイケボタルが現に存在し飛翔したことは、調査を行った株式会社自然教育研究センターが生息数調査で小さな幼虫を見つけられなかったことの証左であり、いかに調査が杜撰であったかを示すものである。これにより、土足で踏み込まれ、不適切な手法で扱われた結果、多くの幼虫が流されてしまったという山口教授や平教授による指摘の信用性は高まり、生息数調査の結果を鵜呑みにすることに、懐疑的になる必要があった。しかも、この生息数調査を行った株式会社自然教育研究センターが、その後ホタル館の事業を引き継いでいるのであり、その後のホタル飼育が適切になされていないことも明らかである。その不適切な飼育の結果、多くのホタルが羽化できなかったということも示唆されるのである。

なお、被告は、7月9日に行われた視察に参加している。

オ 2014年7月15日 高島平新聞記事（甲183）

2014年7月15日の高島平新聞においても、以下のように報道された。

「今年ホタルは飛んでいるのか？同課によると6月1日にゲンジボタルのオスを内せせらぎで初確認、その後施設内の各所で次々と羽化が確認され、7月7日にはヘイケボタルも確認された。9

日現在、ゲンジ・ヘイケ合わせて126匹が数えられたという。・・・9日夕方には板橋区議会議員の有志が施設見学を行い、環境課職員や委託業者から説明を聞いた。その時、光を放つホタルが数匹内せせらぎで舞ったという。」

日が経つごとに羽化数は増えているのであり、生息数調査の結果が信用できないことを示す事情が明らかになっていた。

カ 2014年7月15日に被告に対して原告が行った説明（甲184）

2014年7月15日、原告は、代理人弁護士渡邊彰悟の事務所において、被告に対し、原告が撮影したホタルの写真などの資料を示してホタル飼育の実態を直接説明した。原告としては、被告に真摯に説明をすることで、被告の認識が改められれば名誉棄損行為も止められるのではないかと期待して代理人弁護士渡邊彰悟から被告に連絡して面談したものである。被告は共産党板橋区地区委員会の人と二人で来訪し、原告と代理人弁護士渡邊彰悟が応対し2時間ほどの説明を行い、質疑を受けた。

まず、原告は、パワーポイントのスライド資料を示して、生息数調査の行われる時期的が不適切で、あの当時のホタル館におけるホタルの幼虫がどんな個体として成育過程にあったのかを説明した。

6枚目から11枚目までのスライドは幼虫の写真であり、実際の成育過程での幼虫の大きさが実感できた。スライド7枚目は、生息数調査から3日後の1月30日に、生態館にいた幼虫を撮影したものであった。幼虫は刺激されると丸まる性質があり、丸まった状態のものは直径で2ミリ程度しかないことを説明した。また体を伸ばしてもせいぜい5ミリ程度、幼虫の太さも1ミリあるかないかという程度のものであることがわかる。したがって、こ

のような幼虫を、濁った水の中でチェックしようとした生息数調査は、いかに杜撰で話にならないレベルのものであるかを説明した。9枚目のスライドでは、ホタルが群れる傾向にあること、500円玉ぐらいの大きさを約5000匹の幼虫が存在することを説明した。

このほか、ホタルの発光、ホタル生態館でのこれまでの飼育状況、その実績、ホタルの乱舞する写真なども見せて説明し、原告のホタル飼育における専門性を理解してもらおうと努め、また累代飼育がいかに行われてきたかを説明した。

スライドの説明の後で、原告側から生息数調査の様子のビデオも映像として示し、上記のスライド7枚目の幼虫の大きさを引き合いにしながら、この時期に生息調査のすることが全く適切とは言いがたいこと、せせらぎに土足で入り込み、そこで掬った土砂をジッパー付きのビニールに詰めていく様子を示して、これ自体によって幼虫がつぶされ死滅していくことを説明し、この調査に専門性の欠けることを指摘した。

さらに、代理人弁護士渡邊彰悟からは懲戒の処分理由に根拠のないことも説明もしている。

このように、ホタル館において飼育してきたホタルが生息数調査の時点で、実際にどのぐらいの大きさであったのかを具体的に示しており、被告はこの情報も踏まえて自身の発言の評価を改めるべきであったし、同様の問題について発言を繰り返す場合には、ここで得た情報を前提により一層慎重にする必要があった。

キ 小括

このように、本件記事2が出された7月19日の時点では、生息数調査がいかに杜撰であり、信用するに値しないものであること、少なくともその調査結果からホタル館におけるホタル飼育の実態を推測することには疑問が持たれることが明らかになって

いた。したがって、生息数調査の結果をもとに「累代飼育がウソだった」と信じることは一層根拠薄弱になっていたのである。しかも、この7月19日は原告及び代理人弁護士渡邊彰悟からホテル飼育や生息数調査の評価等に関する詳細な説明を受けた4日後である。

以上述べたところから、被告の本件記事4の表現行為には真実相当性は認められない。

5 本件記事（発言）5 平成26年8月19日 区民環境委員会での発言

(1) 表現行為

「私は、このホテル館を閉じる、閉じないっていう話をして、あるいはどこそこに引き継げるとか何とか、技術、特許の話も出ましたけど、全部が全部、検証しなきゃいけない対象だと思います。25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかっていうところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言っていないで、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。（「だまされたんだ」と言う人あり）だまされたんです、本当。そういった、だまされたまま、そのだまされたってことを区民にも言わないまま、だまされたってことを隠して、ホテル館はよかったね、皆さんに喜んでいただいたね、思い出も残しましょうねっていうことをやるっていうのは、とんでもない不届きだと思うんですよ。二重、三重に区民をだます結果になる。」

この本件記事（発言）5によって、被告は、原告がホテル館において行った25年間の累代飼育が虚偽であった、という事実を摘示している。

(2) 真実相当性に対する反論

この記事（発言）についても、上記2（2）および3（2）で述べた真実相当性に対する反論がすべて当てはまる。被告は、上記2（2）、3（2）で述べた生息数調査の批判的情報や持ち込み証言が何ら事実関係が確認されていないことを踏まえ、発言を行う必要があった。

したがって、以上述べたところから、被告の本件記事5の表現行為には真実相当性は認められない。

第2 平成27年4月9日付請求の変更の申立書2(3)で指摘した累代飼育に関する名誉棄損行為の真実相当性に対する反論

1 乖離報告書以降の表現行為

平成27年4月9日付請求の変更の申立書（以下「変更申立書1」という。）2(3)で指摘した2015年1月13日以降の累代飼育に関する表現行為の中には、乖離報告書（乙2）が公表された2015年1月20日以降の表現行為として、以下が存する。

⑥ 2015年2月9日

板橋区のいたる所で、平和と幸せにいたる政治をめざす松崎いたるです。

4年前の東日本大震災と福島原発事故で、福島県大熊町の人々はふるさとを奪われ、いまだに帰ることが出来ません。その大熊町の人たちの、ささやかな希望の光となってきたのが、大熊町のホタルを25年間、代々飼育してきたとされていた、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。

実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていたというのです。

⑦ 2015年2月21日

板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を

考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。

これらの表現は、特に下線部を付した箇所の表現からは、原告がホテル生態環境館で行ってきたホテル飼育は、25年の全期間に亘って、累代飼育ではなく、持込み飼育によって行われていたという事実を摘示したものである。

2 被告の主張する真実相当性の根拠

被告は、変更申立書1で累代飼育に関する表現行為についても、概ね、本書面第1、2で述べた根拠によって、真実相当性が認められると主張しているようである（被告準備書面(2)・15頁）。

3 反論

かかる真実相当性の抗弁に対しては、まず、第1で述べた真実相当性に対する反論が全てあてはまることを指摘する。

そのうえで、乖離報告書（乙2）公表以降の表現行為であることを踏まえてさらに以下の通り反論する。

(1) 乖離報告書自体に信用性がない

乖離報告書の信用性がないことについては、原告準備書面（8）で述べた通りであるし、原告代理人渡邊彰悟も乖離報告書発表直後の2015年1月26日には要旨原告準備書面（8）に準ずる反論書面をマスコミに送付している（甲187）。

原告代理人渡邊彰悟が乖離報告書に対して上記反論書面を作成・公表したことについては、同年1月中に複数の媒体によってインターネット上でも取り上げられていた（甲188及び189）。

したがって、1⑥及び⑦の各表現行為の時点において既に、乖離報告書の信用性が高くなく、反対当事者である原告が明確にその信用性を争っていたことを、被告も認識し得たはずである。

(2) 乖離報告書も25年の全期間の累代飼育は否定していない

百歩譲って乖離報告書を信用することが許されるとしても、乖離報告書も25年の全期間の累代飼育は否定していない

ア 乖離報告書において、板橋区は、2014年1月時点での生息調査の結果から累代飼育に疑問を呈しているに過ぎず、25年の全期間について累代飼育を否定している訳ではない。

仮に、乖離報告書がいうように、2014年1月の時点で生息数が少なく、また、DNAが不一致だったとしても、論理的には、それ以前の期間の累代飼育が否定される訳ではない。

したがって、被告の、25年の全期間について持ち込み飼育が行われていたとの表現部分については、何ら裏付けとなる根拠が存在しないのである。

イ むしろ、(2014年1月時点をどう評価するかはともかく、)当初から長期間継続して累代飼育が行われてきたことは、遅くとも平成7年から継続的に作成された「ホタル上陸確認数」や「羽化確認数」(甲40)から明らかである。

そして、被告も、区議会議員との立場からして、区の担当者を確認するなどして、容易にこれらの飼育の裏付けとなる資料にアクセスできたはずである。現に被告は区の担当者に直接ヒアリングしたと主張してもいる。

被告が、自身の表現行為の裏付けには熱心であるが、これに反する資料の検討については意を用いていないことが明らかである。

ウ さらにいえば、例年夜間特別公開が行われてきたことは争いがないところ、毎年2万匹のホタルを持ち込めば、1匹数百円程度としても、5～600万円程度の費用が掛かることになるが、常識的にいっても、原告が個人としてかかる経済的負担を25年に亘って継続していたとは考え難い(もちろん板橋区も「持ち込み」のための予算支出などしていない)。

- (3) したがって、乖離報告書発表後の上記各表現についても、真実相当性が認められないことは明らかである。

以上

